

一庫公園 管理水準書

令和 7 年 7 月

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所

兵庫県まちづくり部公園緑地課

目 次

公園の概要	1
I 管理方針	2
II 維持管理	4
1. 植物管理	4
第1節 樹木管理	4
第2節 芝生管理	6
第3節 草地管理	7
2. 施設管理	8
第1節 日常点検	9
第2節 定期点検	9
第3節 法定点検	10
第4節 施設修繕	11
3. 占用施設	11
4. 清掃	11
第1節 建築物等清掃	11
第2節 園内清掃	12
III 運営管理	14
1. 管理体制	14
2. 安全巡視等	14
3. 利用の指導・運営	14
4. 利用料金等の徴収	15
5. 利用の許可	15
6. 利用の増進及び住民参画の取り組み	16
IV 緊急時の対応	20
1. 災害・事故への対応	20
2. 警備	21
3. 損害保険への加入	21
V その他	23
1. 県への報告	23
2. 県への損害賠償	24
VI 参考	24
1. 指定管理業務以外の業務	24

一庫公園 管理水準書

公園の概要

公園名：兵庫県立一庫公園（広域公園）

所在地：川西市国崎、一庫

面積：48.2ha

概要：一庫公園は一庫ダムの湖水面に突き出た緑豊かな半島「知明山」にある公園である。

この「知明山」は、ダム建設当時、川西市土地開発公社が買収するとともに、民間資本の導入による休暇村などの建設が計画されたが、このあたり一帯が近畿圏の近郊緑地保全区域や猪名川溪谷県立自然公園にも指定され、かけがえのない自然環境が残されていることから、川西市は緑の保全と利用の両面をよりはっきりと進めていくため、県立都市公園の整備を県に要請した。これを受けて県は、昭和 57 年度に県立一庫公園として都市計画に定めるとともに、知明山 48.2ha について事業を進めてきた。

園内には、「エドヒガン」の群落や「台場クヌギ」の力強い姿が見られ、人と里山が互いに恵みを与えあう日本人の心の原風景が広がっている。

また、本公園は恵まれた自然環境や豊かな生態系を後世に伝えるとともに、この地域の里山文化や伝統技術などを広く継承していく場として位置づけられている。

茶の湯で珍重される一庫炭（菊炭）の材料となるクヌギ林をはじめ、各所に残る炭焼窯跡や銀銅採掘の間歩（まぶ：坑道）跡などを活かしながら、利用者参加型の環境学習や里山体験学習を行っているほか、住民活動グループとの協働により生物多様性の保全と創出に関する取組みを展開している。

このため、本公園の重要な役割である里山の環境保と利用を目的に、自然に親しみ自然を理解してもらうために公園を多様な学習・体験の場としても位置づけ、自然と人、さらに人と人との出会いの場として、それぞれ特色のある 3 つのゾーンに分け整備し、来園者の多様なニーズに応えられるよう取り組んでいる。

主要施設：資料編（P. 1）参照

利用状況：

年間利用者数：約 24 万人の利用がある（令和 5 年度実績）。平均で月間 2.0 万人程度の利用があるが 12～2 月の寒冷期は、月間 1.5 万人程度と利用が減少する。

利用者傾向：利用は、散策やレクリエーションで、家族連れ、グループが多く見られる。昼時に利用のピークがあり、夕方の利用は少ない。水遊びが楽しめる「丘の流れ」は夏場に人気がある。

I 管理方針

1. 施設管理方針

園地や植物の管理については、管理水準書を基に、施設の特性を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行う。

施設や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、また、機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行う。

なお、開園当初から県民の参画と協働による公園づくりをテーマとしており、施設管理においても、積極的にプログラム・イベントの導入を行うなど、運営管理と組み合わせた取り組みを推進することが重要である。また一庫公園を含む北摂地域は、里地里山保全再生モデル事業区域として指定、地域戦略が策定されているため、その戦略を踏まえたクヌギ薪炭林や炭焼窯・間歩跡の保全を行うため、プログラムやイベントと組み合わせた公園管理を行う等、これを推進する。

2. 運営管理方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れ、利用者に対して平等かつ公正な態度で運営を行う。

運営管理にあたっては、災害時の利用者の安全の確保など、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも重点的に取り組む。

また、開園当初から運営への住民の参画と協働を目指したプログラムを実施しており、現在では、公園イベントや管理の一部を担う住民団体が生まれている。これらを継続させるとともに発展させるために、コーディネーターを配置し、県民の参画と協働の裾野を広げる取り組みを行い、また活動者を支援・育成するプログラムやセミナー等を実施し、県民参画型プログラムの充実を図る。

特に、当公園のクヌギ薪炭林は里山学習体験のフィールドとして適していると考えられることから、自然環境学習を担う公園として発展させることを期待する。

3. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」

県は、平成 28 年(2016 年) 6 月に策定した「兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画」に基づき、県立都市公園の管理運営等を行うこととしている。

指定管理者は、この基本計画を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」は兵庫県のホームページを参照すること。

HP アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan2016.html>

〈兵庫県都市公園の整備・管理運営基本計画〉

I 活力あふれる地域づくりに資する公園	①地域の活性化をもたらす公園づくり ②地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり ③元気で健康的な生活に資する公園づくり
II 子育てに資する公園	④子育て世代を支援する公園づくり ⑤子どもを育む公園づくり ⑥3世代が楽しめる公園づくり
III 環境との共生に資する公園	⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり ⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用
IV 安全安心な地域づくりに資する公園	⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用 ⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり ⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり
V 持続可能なパークマネジメントの推進	⑫効率的な老朽化対策の計画的な推進 ⑬社会変化を踏まえたリノベーション等の推進 ⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進 ⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫 ⑯県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫 ⑰効果的な広報の推進 ⑱公園づくりの評価等の推進

4. 「兵庫県立都市公園リノベーション計画」

指定管理者は、「兵庫県立都市公園リノベーション計画」(R7.5)を踏まえた整備・管理運営を行うこと。

HP アドレス : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/03park-renovation.html>

5. 「県立都市公園のあり方検討会」

令和4年度に上記部会を開催し、自然環境保全のあり方や園内の樹木伐採等を実施する際のルール、公園の活性化の方策や施設整備改修の際のルールを定めた。また、「県立都市公園のあり方検討会」提言を踏まえて、公園の整備・管理運営を進めることとしている。指定管理者は、これらの方針やルールに則り、業務を実施すること。

県立都市公園のあり方検討会 HP : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/04arikata.html>

一庫公園 HP : <http://hitokura-park.com/>

Ⅱ 維持管理

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行う。なお、樹木点検については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年9月国土交通省）」に準じて行うこと

1.1 管理対象範囲

公園全域の樹木を対象とし、高木管理図（資料編 P.6）、樹木総括表（資料編 P.7）、低木管理図（資料編 P.8）を参照すること。

1.2 自然樹林管理（林地管理）

自然樹林については、原則として、風倒、腐朽等の危険木処理、樹林地管理において支障となる樹木の伐採以外は人為的な管理は行わないこと。

但し、一庫公園周辺は、菊炭の生産が行われている地域であり、本公園の樹林にも多くのクヌギ林が存在し、公園を含む北摂地域は環境省の里地里山保全再生モデル事業の全国4箇所の一つとして位置付けられている。したがって、クヌギ生産の見本林については、地域の伝統的なクヌギ林管理と同様に、適正なローテーションで伐採・炭焼を繰り返し、適宜、間伐や下草刈りを実施し、クヌギ林再生を行うこと。クヌギ林再生エリア及び再生方法については、住民活動グループ等と協議しながら、連携して進めること。

1.3 高木剪定

高木剪定は自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観及び利用者の安全上剪定が必要なもののみにについて行うこととする。

(1) 適用範囲：高木 1,935 本

（高木管理図（資料編 P.6 参照）における高木の範囲）

(2) 頻 度：適宜

(3) 高木剪定等における留意事項

- ① 園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。
- ② 道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行う。また周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。
- ③ 隣接民地についても、上記と同様に樹木剪定を行う。

- ④ 上記①～③の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。
- ⑤ 剪定枝は、チップ化利用など適切に処分する。

1.4 低木剪定

低木の植樹目的にあわせた管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。

- (1) 適用範囲：低木 6,000 m²
(低木管理図（資料編 P.8 参照）における低木の範囲)
- (2) 頻 度：適宜
- (3) 低木剪定等における留意事項
 - ① 樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
 - ② 機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えると同時に鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。
 - ③ 刈取った枝葉はチップ化利用など適切に処分する。

1.5 施 肥

高木であればその育成に必要な養分の補給となる元肥、花木においては樹木の生長に必要な養分、開花後の樹勢回復のための追肥など、適宜施す。

- (1) 適用範囲：高木 200 本、低木 6,000 m²
- (2) 頻 度：適宜
- (3) 施肥を行ううえでの留意事項

本公園は、ダムに隣接するため、化学肥料の施肥は行わないこととし、園内の落葉落枝を堆肥化し、1～2 月の寒肥として与える。なお花木については状況により、6～9 月の花後も施肥を行う。

1.6 病虫害防除

本公園は上水源となるダム湖畔にあるため、農薬の併用は原則的に行わないこと。日常の巡視において病虫害の早期発見に努め、捕殺すること。万一、チャドクガ等来園者に危険が及ぶ害虫が発生した場合は、これに限定し、農薬等の使用を行うこと。

- (1) 適用範囲：園内樹木
- (2) 頻 度：適宜

(3) 薬剤散布に関する留意事項

- ① 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
- ② 薬剤の種類は、状況に応じて決定する。
- ③ 事前に来園者及び周辺等にあらかじめ周知を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業後は看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。
- ④ 散布に際しては、周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。

1.7 枯損木処理

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行う。

第2節 芝生管理

森の遊び場、森の広場、見晴らしの丘のすそに広がる芝生など、なだらかな斜面地に広がる芝生地が当公園の魅力の一つとなっている。遊具周辺や丘の流れ周辺など、利用状況に応じて、芝刈り、エアレーション、目土、灌水、養生等の作業を適切に行い管理する。なお、一庫公園の芝生は、当初より雑草の進入を容認した「原っぱ」として位置づけており、単一種としての芝生の維持は必要ない。

2.1 適用範囲

(1) 植栽管理図：芝地草地管理図（資料編 P.9）参照

(2) 対象面積：

	対象エリア	回数	面積
1	森の遊び場	適宜	2,000 m ²
2	森の広場	適宜	11,000 m ²
3	見晴らしの丘下	適宜	8,000 m ² 8,500 m ²
	合 計		29,500 m ²

(3) 頻 度：

- ① 芝刈 : 適宜 (21,000 m²/回)、適宜 (8,500 m²/回)
- ② エアレーション : 適宜
- ③ 目土掛け : 適宜
- ④ ブラッシング : 適宜
- ⑤ 除草 : 適宜
- ⑥ 灌水 : 適宜

2.2 管理内容

芝生地の整備目的および利用状況を勘案し、管理目標に応じた管理を行う。

	対象エリア	利用状況	管理目標
1	丘ゾーン	子どもの遊びに利用される。	利用頻度に合わせた補修管理も必要とされる。
2	森の広場	休憩場所として利用される。	座ったり寝転んだりしても快適
3	見晴らしの丘下	また、軽スポーツや子どもの遊びに利用される。	であり、修景的にも常に美しいことが望まれる。

2.3 芝生管理における留意事項

- ① 芝刈り作業を行なう際は、十分に安全確保を行う。
- ② 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。
- ③ 施肥については肥料やけを起こさないよう配慮する。
- ④ 芝カス、エアレーションコアなどは速やかに収集し適切に処分する
- ⑤ 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。必要に応じてふるい分けしたものを使用する。

第3節 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。

3.1 草刈り

(1) 適用範囲：公園全域芝地草地管理図（資料編 P.9）参照

(2) 頻 度：適宜

3.2 草刈を行ううえでの留意事項

- ① 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- ② 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。またそれらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- ③ 刈草は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

第4節 花壇管理

景観的配慮等快適な公園環境を維持すべく適切に花壇管理を行う。

4.1 適用範囲：公園内の花壇 公園花壇配置図（資料編 P.10）

4.2 花壇点検

- (1)点検頻度：適宜
- (2)方 法：巡回時に、主として目視により点検する。

4.3 花壇材料一般

- (1)花壇はデザイン・色調に十分配慮し、適正な品種の植え付けを行うこと。
- (2)花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形態のものを使用する。
- (3)球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。
- (4)人に害や毒のあるもの、植物自体にトゲのあるものはさける。

4.4 植付

- (1)頻 度：適宜（通年で花の植栽は実施。）

4.5 除草

- (1)頻 度：適宜
- (2)方 法：根より抜き取る。除草した雑草は、すみやかに処理する。

4.6 灌水

- (1)頻 度：適宜
- (2)方 法：品種や気候に応じて適切な灌水を行うこと。

4.7 施肥（元肥）

- (1)頻 度：植付に同じ
- (2)方 法：本公園は、ダムに隣接するため、化学肥料の施肥は行わないこととし、園内の落葉落枝を堆肥化した有機肥料を与える。

4.8 花殻摘み

- (1)頻 度：適宜
- (2)方 法：花付きを良くし、開花期間が長くなるよう適切に行う。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては、「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行う。

第1節 日常点検

1.1 対象範囲（別紙、資料編の図面参照）

- (1) 建築物（ネイチャーセンター（管理事務所）、便所）
- (2) 工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、遊具、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (3) 雨水排水設備（雨水・排水管等、公園全域の雨水排水施設）
- (4) 汚水排水設備（汚水・排水管等、公園全域の汚水排水施設）
- (5) 給水・給湯設備（給水管等、公園全域の給水給湯設備施設等）
- (6) 電気・機械設備（照明灯、自動扉、空気調和設備、放送設備公園全域の電気設備施設）
- (7) 消防設備
- (8) その他上記に記載のない施設、設備

1.2 頻度 1回／日以上

（遊具については少なくとも1週間毎に打診・聴診等の点検も併せて行うこと）

1.3 留意事項

- (1) 遊具については、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人）日本公園施設業協会に準じて行うこと。
- (2) ガス漏れ等の異常を発見した時は、直ちにガス供給者に連絡し、適切な処置を行うこと。
- (3) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (4) 点検により異常が発見された場合は、速やかに必要な修繕等の措置を講じるとともに、措置を講じるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと。

2.1 対象範囲（別紙、資料編の図面参照）

- (1) 建築物（ネイチャーセンター（管理事務所）、便所）
- (2) 工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、遊具、柵類、案内板等、公園全域の工作物）
- (3) 雨水排水設備（雨水・排水管等、公園全域の雨水排水施設）

- (4) 汚水排水設備（汚水・排水管等、公園全域の汚水排水施設）
- (5) 給水・給湯設備（給水管等、公園全域の給水給湯設備施設等）
- (6) 電気・機械設備（照明灯、自動扉、空気調和設備、放送設備公園全域の電気設備施設）
- (7) 消防設備
- (8) その他上記に記載のない施設、設備

2.2 頻 度 2回／年（ただし、雨水排水設備、給水設備については、1回/年）

2.3 留意事項

- (1) 遊具については、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人）日本公園施設業協会に準じて行うこと
- (2) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、速やかに必要な修繕等の措置を講じるとともに、措置を講じるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (7) その他関係法令

3.2 頻 度

各法令等に基づく頻度

3.3 留意事項

- (1) 電気事業法第43条第1項に定める指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること
- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を常時監視すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、速やかに必要な修繕等の措置を講じるとともに、措置を講じるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第4節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕※1を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修※2が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保する。指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、募集要項に示す「責任分担表」の通りとする。なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、または責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分または機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」とする。

※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理の範囲を超える修繕とする。

3. 占用施設

占用施設は公園台帳等により確認のうえ、管理区分を把握する。

占用施設は占用者が管理を行う。指定管理者が占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保するとともに、占用者及び県に連絡する。

4. 清掃

第1節 建築物等清掃

1.1 管理事務所、ワークショップルーム、会議室

- (1) 頻 度：管理事務所は1回/日、ワークショップルームは1回/週、会議室については利用状況に応じて適切な頻度で管理を行う。
- (2) 内 容：壁、床、ドア等の日常清掃および、ワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行う。

1.2 便所 3箇所

- (1) 頻 度：1回以上/1日
- (2) 内 容：汚物の処理、洗剤を使つての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレットペーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また定期的に施設の消毒を実施する。

1.3 工作物清掃

- (1) 適用範囲：公園全域の工作物
- (2) 頻 度：利用状況に応じて適切な頻度で管理を行う。
- (3) 方 法：周辺のゴミ拾い、掃き掃除を実施する。必要に応じてベンチなどの拭

き掃除も行う。また定期的に、パーゴラや照明器具周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し良好な状態を維持する。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

(1) 適用範囲：公園全域（資料編 清掃区域図（P. 11）参照）

○主要施設

園路・広場 30,000 m ²	芝生草地 41,000 m ²	水景施設 1,000 m ²
駐車場 3,500 m ² (植栽地を除く)	樹林地ほか 399,000 m ²	法面 7,000 m ²
建物 1,040 m ²		

(2) 頻 度：利用状況に応じて適宜

(3) 方 法：

① 園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。県の指導がある場合はこれに従うこと。

なお、このうち落葉等の有機物については、県の指示に従い、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。

② ゴミ処分

関連法令等を遵守し、事務所系一般廃棄物として処分すること。

2.2 水景施設清掃

(1) 適用範囲：丘の流れ 延長 210m

(2) 頻 度：6回以上/年

(3) 方 法：作業前日に、各部の排水を行い、汚れのひどい箇所等の点検を行う。作業日は、落葉・石積の苔等を取り除いた後、汚れのひどい箇所については、下洗いの後、上流から下流に向かって丁寧に清掃する。また、各ポンプ類の目詰まり、ピット内壁面及び配管類等に付着している浮遊物等も丁寧に洗浄清掃する。

2.3 雨水排水施設清掃

(1) 適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所

(2) 頻 度：適宜、梅雨前、台風時期

(3) 方 法：排水機能に支障が無いようゴミ、落ち葉等を適宜除去し、必要に応じ

て、泥上げ等の作業を行う。

Ⅲ 運営管理

1. 管理体制

1.1 職員の待機

指定管理者が毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める開園日・時間中は、緊急時等の連絡調整に必要な人員として最低1名を管理事務所に待機させ、常時連絡がとれる体制にしておくこと。

2. 安全巡視等

2.1 パトロール及び交通整理

(1) 適用範囲：公園全域

(2) 方 法： 安全で快適な公園利用ができるように日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修に努め、措置を講じるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

適切に公園が利用されているか、または他の利用者の利用を妨げたり、著しい迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行う。実施にあたっては巡視ルートなどを設定した実施計画を策定し、それに基づいて実施する。

なお、園内の急斜地等について、特に雨天・荒天後は落石や崩壊がないかなどに注意して巡視を行う。状況に応じ、必要があれば適切な措置を行うとともに、県に報告すること。

イベント等開催時には、警備・交通整理等を必要に応じて行うこと。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事件関係者の把握に努める。状況に応じ救護の必要があれば応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県に報告すること。また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えなければならない。

AED を、ネイチャーセンターに1ヶ所に設置し、救急対応に努めること。

3. 利用の指導・運営

3.1 施設利用方法の指導

会議室の有料施設および公園内工作物の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

3.2 ネイチャーセンター、会議室の運営

兵庫県立都市公園条例（以下「条例」という。）及び兵庫県立都市公園施行規則（以下「規則」という。）に基づき適切に運営を行う。

3.3 施設利用予約等について

窓口受付の他、利用者がインターネット等（インターネット及び携帯電話）により公園施設の利用予約が可能なシステムを導入すること。（公財）兵庫県園芸公園協会が運用する施設予約システム（<http://www.hyogo-park.or.jp/yoyaku/#>）に参加することは可能であるが、その場合応分の負担が必要となる。

4. 利用料金等の徴収

兵庫県都市公園条例及び兵庫県立都市公園条例施行規則に基づき適切に運営を行う。利用料金は条例及び規則に基づき徴収する。

4.1 適用範囲

- (1) 会議室A
- (2) 会議室B

5. 利用の許可

5.1 施設利用の承認

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、同規則第6条第3項から第6項までの規定に基づく権限は、指定管理者が行う。

【兵庫県立都市公園条例施行規則第6条（抄）】

第1項、第2項 略

第3項 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公園施設又は都市公園の設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があるとき。

第4項 知事は、有料公園施設利用申込書の提出があつた場合において、利用の承認をしたときは、有料公園施設利用承認書を当該申込みをした者に交付するものとする。

第5項 第1項の本文の場合において、2以上の者から有料公園施設の利用の申込みがあつたときは、知事は、抽選により施設の利用者を決定し、利用の承認をするものとする。

第6項 知事は、有料公園施設を別に定める競技会等のために利用する場合において、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該施設の利用日の属する年度以前においても利用の承認をすることがある。

5.2 占用の許可及び行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、兵庫県立都市公園条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

6. 利用の増進及び住民参画の取り組み

6.1 一庫公園の運営に関する目標

(1) 県民の参画と協働による公園運営の推進

本公園は開園当初から県民の手による公園づくり、公園活動の場づくりを基本方針に公園運営を進めてきた。既に公園内で芽生えている様々な住民活動等と連携し、活動の裾野を広げる取組みを実施する。

(2) 薪炭林生産の見本林再生の実現

現在は施業利用が止まっており衰退が進んでいる。本公園に残る一庫炭の薪炭林を、地域の環境・文化・景観を広く一般に伝え継承する場として位置付け、クヌギ生産の見本林として再生し、地域の里山の生態や里山管理の手法を学べる自然環境学習を担う公園として全国へ発信する。

6.2 県民参画型「一庫公園管理運営協議会」

(1) 設置目的

県民参画型の公園運営を目標とし、公園の運営方法を協議・調整する場として設置されており、今後も継続すること。

(2) 組織

①協議会の構成員について

- ・構成員は、学識経験者、住民代表、ボランティア、行政機関（兵庫県、神戸市）、指定管理者等多岐にわたる参画とする。
- ・構成員の選定にあたっては、事前に県と協議・調整を行うこと。令和8年度は少なくとも前年度の構成員を引き継ぐこと。
- ・必要に応じ公募により構成員は選出することができる。

②事務局

- ・指定管理者は事務局として企画、運営・連絡調整等のコーディネートを行うこと

(3) 役割

下記の事項について、公園管理者及び指定管理者へ提案、助言又は支援を行う。

- ・ 公園の管理運営に関する事
- ・ 公園の利用促進、活性化についての具体的方策に関する事
- ・ その他設置目的を達成するため必要な事項
- ・ 公園利活用に関するボランティア活動に支援に関する事項

(4) 開催頻度

- ・ 年2回程度実施すること

6.3 公園利用を促すイベント等の企画及び実施

(1) 指定管理者主催プログラムの実施

- ・ 指定管理者は、園内の資源を活かしたプログラムを積極的に企画・開催し、利用の活性化を図ること。
- ・ また、協議会や地域及び利用者からの企画・提案によるイベントに対しても柔軟かつ積極的に対応し協力すること。

(2) 住民活動グループによる自主企画運営イベントとの連携

- ・ 一庫公園では開園当初から県民の手による公園づくり、公園活動の場づくりを基本方針として公園運営を行っており、現在次の様々な住民グループが活動を行っている。指定管理者においては、これらとの連携を図り、管理運営を行うこと。

【公園で活動する住民グループ】

グループ名	グループ概要
ひとくら草木染森遊工房	平成14年度開催の公園プログラム「草木で染める夏の色」へ参加した住民が中心となってクラブ結成。身近な草花を使い、季節感を演出する草木染めを行っている。
きららの森キッチン	一庫公園等をフィールドとして、主に親子を対象に食育教育を行っている。黒川地域伝統の「粽（ちまき）」づくりを継承する活動も行っている。
ひとくら森のクラブ	平成24年度より、ひとくらクラブから独立したグループであり、公園のクヌギの見本林（台場クヌギ）の再現や、クヌギの伐採・炭焼き教室、外来植物の調査・除去、稀少植物の生育調査・保護、ナラ枯れ調査・対策等、現在公園の中心的な活動を行っている。また、クラフト教室も開催している。
ひとくら里山塾	平成24年度より、ひとくらクラブより独立したグル

	ープであり、主に公園のクヌギ林の調査(台場クヌギ、炭焼き関連)を行っている。
--	--

【住民グループ自主企画運営イベント 令和6年度実績】

- プログラム数： 108 件
- イベント参加者数： 1,267 人

(3) 環境学習プログラムの実施

一庫公園は、平成 19 年度より「ひょうごグリーンスクール」の里山学習体験のモデルフィールドに指定されている。指定管理者は、人と自然の博物館、住民活動グループ等と連携し、あらかじめ、一庫公園で実施できる学習プログラムを準備し、これを積極的に受け入れるほか、各学校への PR に努めること。

- ・ 一庫公園で実施可能な環境学習プログラムを企画立案すること。
- ・ パンフレット、テキスト、ホームページを通じ、環境学習フィールドとしての一庫公園を PR すること。
- ・ ひょうごグリーンスクール等県の環境学習関連事業を積極的に受け入れること。
- ・ 近隣の小中学校の環境学習活動に対し積極的に協力すること。
- ・ 人と自然の博物館、住民活動グループ等と連携し、公園のみならず地域の環境情報を収集すること。

6.4 参画と協働の推進セクション及びコーディネーター等の設置

一庫公園では、開園当初から県民の手による公園づくり、公園活動の場づくりを基本方針に公園運営を進めており、県民の参画と協働による公園運営を推進するためのセクションを設けてきた。指定管理者にあつては、協議会の運営、住民活動グループ自主企画イベントとの連携等参画と協働による公園運営を促す事業を推進するため、このセクションを設け、コーディネーターを2人以上配置すること。

6.5 利用者及び住民の参画

県民が公園に求めるものを的確に把握し、それらに対応して公園の魅力を高める事に努め、県民の参画と協働の機会を増やし、多くの県民に公園と関わってもらうことによって親しみある公園と認識されるように努める。

- (1) 住民参画による公園の管理運営について積極的に取り組むこと。
- (2) 「利用者や住民等をメンバーとした会議」等の会議に積極的に参加、協力すること。
- (3) ネイチャーセンターの管理運営を通じ、県民の公園での利用の機会を増やす。例えば展示について、ワークショップを行うワークショップボックスやユニット形式の展示システム等が導入され、住民参画型展示となっている。これを活用し、住民が展示に参画する機会を作るよう努めること。

6.6 里山保全再生事業の推進

- ・ 当公園を含めた北摂地域は古くから、有数の炭の産地として知られており、園内にも、昔ながらの里山風景であるクヌギを中心とした「雑木林」が残されている。そこで当公園では、住民との参画と協働により、園内の林をクヌギ生産の見本林として再生し、里山の生態や里山管理の手法について学べる場所としての役割を担うためのプログラムに積極的に取り組むこと。
- ・ 同じ北摂地域にある県立有馬富士公園等と連携し、環境保全と環境に資するひとづくりを推進する。

6.7 利用促進事業

指定管理者は、公園に対する県民のニーズを的確に把握したうえで、公園の魅力を高め、県民の参画と協働の公園づくりに資する利用促進事業（指定管理業務の一環で行う、参画と協働または、利用を促すプログラム・イベントであって、支出が収入を上回る事業）を積極的に実施すること。

指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。

6.8 広報活動

(1) 内 容：

- ① 公園の存在、内容を知らせること。
- ② 公園で行われる催しを知らせること。
- ③ 休業日・利用時間・利用方法を知らせること。
- ④ 有料施設の案内・宣伝を行うこと。
- ⑤ 人と自然の博物館、近傍の他の県立公園（丹波並木道中央公園、有馬富士公園等）、環境省、川西市、一庫ダムの催し等についての情報収集に努め、相互発信に努めること。

(2) 方 法：

方 法：パンフレット、ホームページ、イベント、新聞、情報誌等

- ①パンフレット等を積極的に設置、配布し、利活用を促進すること。
- ②ホームページや SNS 等を活用して公園やイベントを PR し、利便性の向上に努めること。
- ③上記内容について具体的な目標値を自ら設定し、その達成に努めること。
(例：SNS アカウントのフォロワー数を〇〇以上に増やす、パンフレットを年〇〇部以上配布する等)

IV 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

1.1 災害への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害の未然防止、被災の最小化に努め、災害発生時においては、適切かつ迅速な対応を行う。

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県の承認を得て策定し、緊急時には基本的にこのマニュアルに基づき行動する。

(内容)

防災体制、連絡体制、職員行動計画、災害時の措置、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

- ① 県担当部署から発令される指令・指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果を取りまとめ資料を県に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、県の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

① 応急対応

危険回避のために必要な場合は、最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。

② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、危険生物（マムシ、ヤマカガシによる噛傷、スズメバチ類の針傷等）への対応、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県の承認を得て策定する。

① 内容

人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画、事故時の措置など

② 報告

重大な事故（公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者または死

者の発生する事故)については、必ず県に報告、その他の事故については適宜報告する。

(2) 事故時の措置

- ① 事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の処置をとらなければならない。
- ② 事故防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要であると認められるときは、あらかじめ県の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ③ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

1.3 訓練・予防

- (1) 緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うものとする。
- (2) 夜間パトロールの実施やたき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

1.4 その他

- (1) イノシシやシカ等、鳥獣被害への適正な対応を主体的に努めること。
シカによる被害が報告されているため、土木事務所や猟友会と協力して罠の設置など、対策に取り組むこと。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のためネイチャーセンター（管理事務所）の夜間及び休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を県へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、別途締結する管理協定書の定めにより指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、公園内のイベント開催やボランティア活動の主催者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険の加入を義務づけるなどの対応を行うこと。

(内容) 公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1 人につき 1 億円 1 事故につき 3 億円

対物賠償 1 事故当たり 500 万円

V その他

1. 県への報告

1.1 報 告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同など現状を県に報告する。
- (2) 入園者数及び有料施設等の利用状況の報告を行う。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出しなければならない。

① 日報

利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行っておくこと。

② 月報

入園者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。

③ 年報

上記を月別にまとめたものを報告、提出すること。

④ 日入園者数の把握

施設の利用者数、駐車台数や必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握すること。

⑤利用者満足度調査

公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査をすること。また、その結果を自己評価に反映すること。

【年間目標調査数】

- ・公園利用アンケート：合計 200 人以上（通年）
- ・イベントアンケート：合計 200 人以上

（原則 2 回以上：春、秋のイベントで各 1 回以上）

- ・施設アンケート：合計 100 人以上（通年）

※調査対象は特定の属性の利用者、日時に偏りが無いよう努めること。

※利用者満足度調査の結果は、県担当部署が実施する管理運営評価に反映するものとする。

⑥ 自己評価

毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告すること。

⑦ 苦情、要望等の特別な事項については県へ報告すること。

⑧ 利用促進事業の内容及び収支について報告すること。

⑨ 収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を県に報告すること。

2. 県への損害賠償

2.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

VI 参考

1. 指定管理業務以外の業務

1.1 収益事業

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（利用促進事業に該当しない都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う事業）